

2025年 3月号

No. 59



低濃度PCB廃棄物の適正処理の助成

今回は低濃度PCB廃棄物の適正処理の助成に関してです。

低濃度PCBに汚染された廃棄物は**令和9年3月31日まで**に保管事業者で適正に処理されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国（環境省）は中小企業（個人事業主を含む）に対する助成金を創設しました。

分析費・処理費に対し、補助率2分の1の額が助成されます。
令和7年4月1日から助成が開始されます。

低濃度のPCB廃棄物をお持ちであれば、この助成金を活用しませんか？

【申請書受付期間】

令和7年度：令和7年4月1日～令和8年3月31日
（但し、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止。）

【助成対象者】

◆中小企業者

- ・会社（株式・有限・合資・合名・合同）
主たる業種毎に定められる資本金又は出資の総額及び従業員数の基準を満たす会社
- ・個人事業主（業種毎に定められる従業員数の要件を満たす個人事業主）
- ・中小企業団体等

◆法人（会社、中小企業団体等を除く）

- ・常時使用する従業員の数が100人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が、主たる業種毎に定められる基準を満たす法人

◆個人

- ・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を継承して保管している個人
- ・何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・破産者（破産管財人）

【分析費の助成について】

◆助成対象経費

微量PCBに汚染されているおそれのある電気機器に使用されている絶縁油が微量PCB絶縁油であるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析に要する経費

◆助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額。なお、1検体あたり10,000円を限度。

【処理費の助成について】

◆助成対象経費

- 収集・運搬（積み込み・積み下しを含む）に要する経費
- 漏えい防止措置に要する経費
- 処分に要する経費

◆助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額。なお、「収集・運搬に要する経費」及び「漏えい防止措置に要する経費」の助成金は表3に掲げる額を限度額とし、「処分に要する経費」の助成金は表4に掲げる標準処分単価により算出された額又は申請者が申請してきた額のいずれか低い方の額の2分の1の額を限度額とする。

表3

種類		限度額
収集・運搬（積み込み・積み下しを含む）※9	低濃度PCB汚染廃電気機器	192,500円/台
	小型機器・その他（ドラム缶）	75,000円/缶
	小型機器・その他（ペール缶）	73,500円/缶
漏えい防止措置※10		50,000円/台・式

※9 低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、その種類ごとの額を合計した額を助成限度額とする。

※10 漏えい防止措置が必要な低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、そのそれぞれに対し助成限度額を適用するものとする。

表4

種類	標準処分単価
低濃度PCB汚染廃電気機器※11	1,000円/kg
低濃度PCB含有廃油	200円/kg
その他汚染物※12	900円/kg

※11 変圧器、コンデンサー、開閉器、遮断器、リアクトル等。

※12 ドラム缶又はペール缶に収められた汚染物。ウエス、濾過くず、小型電気機器等。

詳細は、URL：<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin> を参照してください。

上記に関しまして詳細
をご希望の方は是非、お
問い合わせ下さい。

お客様お問い合わせ記入欄

内容に関してもっと詳しく知りたいという企業ご担当者様、
FAX、お電話にてご連絡ください。QRコードからHPお問い合わせ
でもお待ちしております。FAXの場合はお困りごとを一言
ご記入願います。

TEL 0532-61-0077 FAX 0532-61-4634



貴社の情報をご記入ください。

貴社名：

ご担当者名：

ご住所：

電話番号：

メール：